

令和 4 年度 事業 計画 書

令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大により、本会事業の大半を中止した。第 9 回定時代議員会は、書面等による議決権の行使を昨年に引き続き実施した。当日は 66 人の代議員中 14 人の出席で開催し、提出した議案は全て承認を得て可決した。この中で北海道獣医師会館を建替えることの承認を得たことから、今後の本会事業に合わせた機能等を取り入れ会員各位の理解が得られる建物にできるよう理事会特に三役を中心に協議しながら進めている。

さて、平成 30 年 9 月に岐阜県において 26 年ぶりに発生した豚熱（CSF）は、野生イノシシ介在による伝播で東北まで広がりワクチン接種が進んでいる。野生イノシシが生息していない北海道でも安心できない状況にある。さらにアフリカ豚熱（以下 ASF）や口蹄疫は隣国韓国で発生が確認されており、家畜衛生及び検疫所で働く獣医師の使命はさらに大きくなっている。

我が国での狂犬病発生は昭和 32 年以降なく、狂犬病予防注射の可否を論じる方もいるが、狂犬病はヒトが発症するとほぼ 100%死亡する極めて危険な感染症であり、海外では毎年 6 万人が死亡していることを周知しなければならない。狂犬病予防注射は本会事業の大きな柱であり、人獣共通感染症を未然に防止し、道民の生活を守る責任を果たしていかなければならない。

また、酪農畜産王国・北海道に住む道民が安心して暮らしていくためには、本会会員の日々の努力と研鑽が欠かせない。産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の定着は積年の課題であり、各関係機関との連携のもと、課題解消に努める。

【事業計画】

I 公益目的事業

1. 獣医学術の振興・普及並びに人材の育成を図る事業

獣医学及び獣医療の最新の研究成果、優れた診療実績等を共有し、獣医師全体の技術向上を図り、それらの成果を社会に還元する。

(1) 令和 4 年度北海道地区学会及び第 71 回北海道獣医師大会の開催

北海道地区学会・北海道獣医師大会は、十勝支部・釧路支部・根室支部・オホーツク支部の全面的な協力・支援を得て下記のとおり開催する。

日 時：令和 4 年 9 月 1 日（木）・2 日（金）

会 場：帯広畜産大学、ホテル日航ノースランド帯広

(2) 北海道獣医師会雑誌の発行と充実

北海道獣医師会雑誌（以下北獣会誌）は、月1回の発行を堅持し、獣医学術の振興・普及のため、総説、原著論文、研究紹介等学術専門情報媒体として充実を図り、特に北海道地区学会での優秀論文の投稿を依頼する。代議員会・理事会報告、会員の職場紹介、講習会等諸行事の案内、本部・支部等の活動報告、獣医師募集等情報提供の媒体としても一層の充実を図る。また、総説・原著論文等については、北獣会誌掲載のみならず、北海道獣医師会ホームページで北獣会誌購読者以外にも広く閲覧できる。

(3) 国際交流の推進

相互の獣医学術の向上と友情を深め、互いに発展することを目的として、韓国の慶尚北道獣医師会と姉妹提携を結び、両獣医師会の代表が相互に訪問し交流を深めている。ASFをはじめ、海外悪性伝染病等の発生状況を鑑みながら交流を深める。

(4) 講習会の開催

- ア. 本部主催の講習会は、小動物・獣医公衆衛生・管理獣医師講習会の他、野生傷病鳥獣救護技術講習会等を開催する。
- イ. 獣医新技術講習会、産業動物及び小動物の支部・ブロック講習会等は引き続き支部主管にて開催する。

2. 人と動物が共生する豊かで健全な社会の発展に貢献する事業

人と動物の共通感染症の予防等、公衆衛生や家畜の伝染病予防等の家畜衛生に関する事業並びに動物の愛護・福祉の増進・野生動物の保護に関する事業を推進し、人と動物が共生する豊かで健全な社会の発展に貢献する。また、災害時における動物救護に対応できる体制を備えておく。

(1) 狂犬病予防注射事業の推進

- ア. 狂犬病予防注射業務については、支部に本会委任獣医師による注射実施班体制を整備し、市町村担当部署と協力の上、責任をもって適正に実施する。
- イ. 狂犬病予防注射実施率の向上を図るため、道主務課及び各振興局・市町村との連携や会員動物病院において狂犬病の怖さを啓発し、犬飼養者への注射励行を図るとともに、市民向け啓発イベント開催時にマスコミ等を活用して普及啓発する。
- ウ. 狂犬病予防注射業務における事故防止のため、副反応留意の啓発チラシを作成し、注射時犬飼養者に配布する。また事故が生じた場合には、「北海道獣医師会狂犬病予防注射事故対策要領」に基づいて対処する。

(2) 動物の愛護・適正管理の推進

- ア. 北海道や政令市主務課等と連携し、動物の愛護と適正な管理について啓発を進め、動物愛護週間を中心に支部で行っている諸行事に協賛する。
- イ. 所有者が判明しない負傷犬猫等に対し治療を行う負傷動物保護事業を、北海道・

政令市等や会員動物病院等の協力を得て引き続き実施する。また、北海道・市町村・民間動物愛護団体等との広域的な連携のもと、所有者のいない犬猫の新たな飼養者への譲渡を図り、犬猫の殺処分減少に努める。

ウ. 飼育動物の飼い主を明示するマイクロチップの装着が義務化されたことに伴い、その普及促進に努める。

(3) 市民フォーラム・公開講座等の開催

ア. 一般市民向けの市民公開講座・シンポジウム・出前講座等を支部・地区獣医師会と協力して開催し、より一層の情報発信に努める。

イ. 一般社団法人北海道医師会と締結した学術協力の推進に関する協定書に基づき、北海道医師会との連携による一般市民向け公開シンポジウムを開催する。

日時：令和4年4月17日（日）10:00～12:30

場所：北海道医師会館 8F 会議室（ウェブ併用）

テーマ：「動物で変異を遂げた新型コロナウイルスが人類の脅威になる可能性」
「新型コロナウイルス検査の実際と検査別の特性・解釈」

ウ. 狂犬病等、海外悪性伝染病の正しい知識について、一般市民への啓発に努める。

エ. 札幌市円山動物園等と連携し、野生動物保護や動物愛護等に関する講演会を引き続き開催する。

オ. 夏休みの小学生を対象にしたイベント「どうぶつのお医者さん体験教室」を開催し、子供達の動物愛護や獣医師の仕事に対する理解を深める。

(4) 野生動物保護の推進

ア. 人と動物の調和のとれた共生社会を目指し、動物の福祉増進のため野生希少種動物の保護活動に努めるとともに、関係団体等と協力し動物愛護管理推進計画の推進に協力する。

イ. 北海道と連携して実施している野生傷病鳥獣の保護・治療について、会員動物病院等の協力を得て引き続き実施する。

(5) 災害時の動物救護活動

ア. 予期せぬ災害に備え、支部・地区獣医師会との連携を強化し、北海道獣医師会災害時動物救護対策委員会を中心に災害に備える。

イ. 北海道及び政令市等と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、行政・関係機関等と連携した事前の災害時対策を構築していく。

ウ. 災害発生直後に動物救護にあたる専門的訓練を受けた機動性の高い災害派遣獣医療チーム（北海道 VMAT）の設立に向けて、講習会等を開催する。

(6) 悪性家畜伝染病の防疫活動

口蹄疫・ASF・高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の本道への侵入や拡大を阻止するため、関係機関等と協力し防疫体制強化に努めるとともに、これらに関する最新情報を会員に周知する。

II 収益事業

1. 不動産の貸付事業

令和3年度まで発寒に所有する土地を時間貸し駐車場として貸付けしていたが、令和4年度に売却することになったため、令和4年度から所有地の貸付け事業を廃止する。

不動産貸付事業として行っている、所有建物の貸付けと会議室の貸付けは引き続き行う。北海道獣医師会が所有する北海道獣医師会館の適正管理に努め、会館事務室は事務所として関係機関に貸付けを行うとともに、会議室は各種会議・研修会等に貸付けを行う。

2. 共同購入事業

業務上必要とする物品（各種様式印刷物・徽章等）を一括購入し、領付する。

III その他の事業

1. 福利厚生事業

(1) 福利厚生事業

福利厚生事業として、弔慰金・病気見舞金等を福利厚生規程に基づき実施するとともに、獣医師福祉共済事業の推進、特に獣医師損害賠償責任保険について加入促進を図る。

(2) 獣医師求人情報の提供

偏在による獣医師不足解消に向けて、離職や退職等により獣医事に従事していない獣医師の活躍が望まれる。北獣会誌及び北海道獣医師会ホームページを活用し、求人情報の提供を行う。

2. 受託事業等

(1) 狂犬病予防注射済票交付事業

道内173市町村からの委託により、犬飼養者の便宜のため狂犬病予防注射時に注射済票交付を行う。

(2) 犬の登録及び鑑札交付事業

道内6市からの委託により、犬飼養者の便宜のため狂犬病予防注射時に犬の登録受け及び鑑札の交付を行う。

(3) 動物愛護週間における啓発活動

動物愛護週間に支部等が主催、共催で開催する「動物愛護フェスティバル」を支援する。

(4) 海鳥等保護対策事業

天売島の海鳥保護のため、羽幌町等からの委託を受け、環境省・北海道・羽幌町・北海道獣医師会・北海 DO ぶつネット等による「人と海鳥と猫が共生する天売島」連絡協議会（会長：高橋 徹北海道獣医師会会長）活動の成果が見られた。今後も環境保護事業を継続していく。

【会務運営計画】

(1) 組織基盤強化

道内 13 支部、職域及び専門部会と連携し、事業の推進を進めるとともに、会員の加入を促進し組織基盤の強化を図る。組織基盤強化特別委員会で対応策を協議し、可能なものから事業化をはかり、女性獣医師の役員登用の増加等活躍の場を強化する。

(2) 北海道獣医師会館建設に向けた財政基盤強化

今年度の代議員会に提案する「会館建替会費」について、会員各位の理解が得られるよう役員が一丸となって取り組んでいく。また「会館建替寄附金」については、毎月北獣会誌で皆様にお願いとともに関係機関等からもご協力が得られるよう役員が中心になり訪問しお願いをする。

(3) 愛玩動物看護師法制定に伴う支援について

現職の動物看護職が特例措置期間である 5 年の間にいかに多くの国家資格者を出すかが重要であり、日本獣医師会や関係機関等と協力して支援する。

(4) マイクロチップ装着の義務化について

令和 4 年度から犬・猫においてマイクロチップの挿入が繁殖者には義務化される。挿入は獣医師が行うため、手続きの励行は獣医師が指導することになる。繁殖者、ペットショップ、飼い主と 3 回の手続きが必須となるので獣医師は第 1 段階の繁殖者には必ず手続きをするように指導する。

(5) 人獣共通感染症対策について

ダニ媒介性脳炎（エゾウイルス感染症）等の人獣共通感染症に対して、今後も会員動物病院と連携して諸問題に取り組んでいく。

(6) 女性獣医師の就業環境の整備と就業促進

女性獣医師が半数を占める時代を見据え、日本獣医師会と連携し、女性獣医師がより一層活躍できる環境づくりに努める。

(7) 産業動物及び公務員獣医師の確保

関係機関等と連携し、安定的で高度な獣医療の提供、食の安全確保の推進に、産業動物及び公務員（含む市町村採用）獣医師の確保が必要であり、より一層の処遇改善を関係機関等に求める。

(8) 広報活動の推進

情報化社会に対応し、獣医界・獣医師会活動を広く一般に知らせるとともに、会員相互の連携のため、北海道獣医師会ホームページを通して広報活動をさらに充実強化する。

(9) 獣医師倫理の高揚

獣医師は社会的にも様々な活躍が期待されている。それらのニーズに応えるため北海道獣医師会倫理規程を遵守する。

(10) 動物医療現場におけるインフォームドコンセントの徹底

動物診療においては、インフォームドコンセントを重視し、飼養者との信頼関係を強化する。動物診療に係る問題提起には、適切な対応に努める。